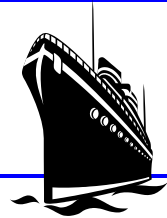


## MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご覧ください。([http://www.ms-ins.com/marine\\_navi/](http://www.ms-ins.com/marine_navi/))

## 米国食品安全近代化法と輸出業者／物流業者への影響について

現在、米国で5月末を締切としてパブリックコメントが募集されている「食品の衛生的運搬に関する規則案 (Proposed Rule on Sanitary Transportation of Human and Animal Food)」に関し、主に米国食品医薬品局 (U. S. Food & Drug Administration、FDA) のHPに掲載されている情報を取り纏めましたのでご案内申し上げます。

### 1. 背景

米国では、2011年1月4日に食品安全近代化法 (Food Safety Modernization Act、FSMA) が署名され成立しました。同法は、米国食品医薬品局 (U. S. Food & Drug Administration、FDA) に対し、食品輸送衛生法 (The Sanitary Food Transportation Act) に基づく、食品が汚染されない衛生的な輸送に関する実施規則の策定と実現を求めています。これを受け、FDAは「食品の衛生的運搬に関する規則案 (Proposed Rule on Sanitary Transportation of Human and Animal Food)」を策定しました。

### 2. 影響

同規則案は、荷送人、荷受人、食品輸送業者 (国際運送業者、米国内の車輛・鉄道運送業者等) に多くのことを要求しており、規則案を満たすためには一定のコスト負担が発生するものと考えられます。影響を受ける可能性のある当事者としては、規則案が要求する内容を理解し適切な準備をする必要があると考えられます。

### 3. 規則案の概要

FDA のHPに掲載されている Fact Sheet に拠ると、規則案で留意すべき事項、規則の目的、対象、免除、発効日、影響等は以下となっています。

#### ■留意すべき事項

- ①車輛と輸送設備  
輸送中に食品の汚染を引き起こさない車輛や輸送設備の仕様と保守
- ②輸送オペレーション  
輸送中に食品が汚染されないための、適切な温度管理の実施、同一便で輸送される場合の食品以外の貨物からの分離等
- ③情報交換  
前荷、輸送設備のクリーニング、温度管理、に関する荷送人・運送人・荷受人間の適切な情報交換実施
- ④訓練  
運送人の従業員に対する衛生的な輸送方法についての訓練実施
- ⑤記録  
輸送設備の清掃、前荷、温度管理について運送人・荷送人による記録の保持
- ⑥免除  
規則にある要求事項を免除しても人や動物の健康にとって害を与えることにならないと判断する場合のFDAの免除手続

#### ■同規則の目的

食品安全上のリスクを生む慣行 (適切に食品を冷蔵・冷凍しない、輸送の前後に適切な積載車両のクリーニングを実施しない、または、輸送中に食品の適切な保護を怠る、といったもの) を防止すること。

同規則は人間と動物用の食品のうち自動車や鉄道での衛生的な輸送を対象とする。具体的には、同規則は自動車や輸送設備、輸送業務、情報交換、研修、記録、免除について必要な条件を規定する。

#### ■同規則の対象

荷送人、荷受人、米国内で自動車または鉄道を使用して食品を輸送する運送人、米国向けに外

航本船で国際貨物コンテナや航空貨物コンテナで食品を輸出する米国外の事業者、米国内で消費される食品のコンテナ輸送をアレンジする事業者

■同規則からの除外・免除の範囲

- ①年間売上高 50 万ドル以下の食品輸送業務に携わる荷送人、荷受人、輸送業者
- ②農家によって行われる農産品の輸送業務
- ③米国を通過し別の国へ積み替えられる食品
- ④米国内で消費または流通されず、将来の輸出用に輸入された食品
- ⑤コンテナで完璧に密封されている保存食品の輸送
- ⑥圧縮食品ガスの輸送
- ⑦生きている食用動物の輸送

■規則の発効日および小規模事業者を斟酌した順守日

規則公布後 60 日を発効日とする。但し、小規模事業者については順守日を以下とする。

- ①小規模事業者：荷主でも荷受人でもない 500 人以下の従業員を有する陸上輸送業者および年間売上が US\$25.5M 未満の陸上輸送業者は規則が公布されたのち 2 年
- ②その他：小規模事業者ではなく免除適用のない事業者は規則公布後 1 年

■経済的な影響

83,609 事業体が同規則の対象となると見込まれ、初年度に USD149.1M (1 企業当たり USD1,784)、年間総コストは USD30.08M (1 企業当たり USD360) と試算されている。

法制化に向けた今後の流れとしては、2014 年 5 月 31 日までのパブリックコメントを受けて規則の改定を実施し最終規則を発行予定となっています。

コメントを提出する場合は、以下をご参照下さい。

FDA's official docket on <http://www.regulations.gov> or [www.fda.gov/fsma](http://www.fda.gov/fsma).

また、追加情報については以下をご参照下さい。

- ・FDA Food Safety Modernization Act website
- ・The Food Safety Law and the Rulemaking Process: Putting FSMA to Work
- ・Video: The Rulemaking Process: A Primer by FDA
- ・Video: FDA Food Safety Modernization Act: A Primer by FDA

<参考文献一覧> 米国食品医薬品局HP: <http://www.fda.gov/Food/default.htm>

以上